

⑨ 給水管等の状態

不適事項は平成16年度、平成17年度ともほとんどなかった。

注：平成17年度の新たに発生した不適事例は「配管設備と連結」が1件あった。

⑩ 水質検査

水質検査項目の不適事項の新たな発生率は図4-②-32に示すように、平成16年度は「臭気」が0.4%と最も高かった。平成17年度は「残留塩素」が0.1%と最も高かった。

注：平成17年度の「臭気」と「色度」は、新たに発生した不適事例がなかった。

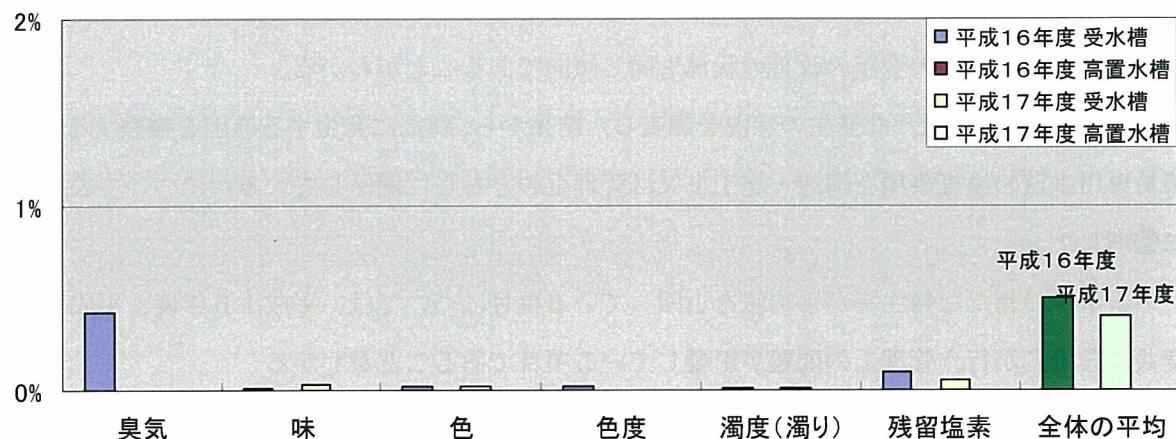


図4-②-32 水質検査の不適事項の新たな発生率

⑪ 書類の整理及び保存の状況

不適事項の新たな発生率は図4-②-33に示すように、平成16年度は「その他の帳簿書類」が6.5%と最も高かった。平成17年度も「その他の帳簿書類」が1.5%と最も高かった。

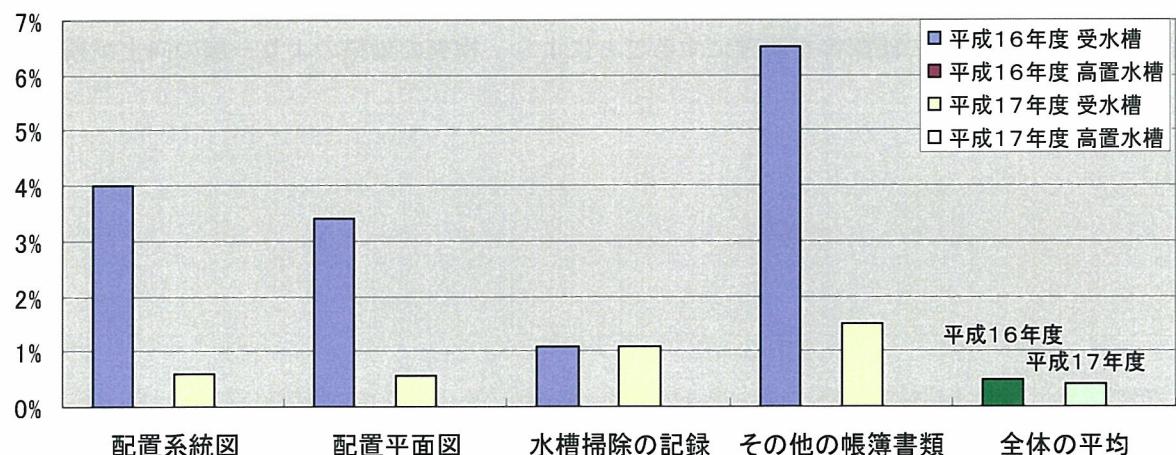


図4-②-33 書類の整理及び保存の状況の不適事項の新たな発生率

(6) 検査項目別の事例写真

簡易専用水道における検査項目別の不適事例及び改善事例の写真を撮影し、整理したものを別添に示す。

(7) 原因と対応に係る考察

判定基準に適合しなかった事項があつた場合の改善の状況を調査した結果から、不適事項が改善されない原因を推察するため、簡易専用水道の検査事項を構造・施工上又は管理上のどちらに関係しているかについて表 4-②-4 に整理した。

改善率が低い項目をみると、改善することが困難と考えられる構造・施工上の問題が影響している項目が多く、その翌年の改善の状況も同じ傾向であることがわかる。

また、不適事項の新たな発生の状況を調査した結果から、新たに発生する原因を推察するため、簡易専用水道の検査事項を構造・施工上又は管理上のどちらに関係しているかについて表 4-②-5 に整理した。

不適事項の新たな発生率が平均値を上回っている項目については、平成 16 年度、平成 17 年度共に設置者が行う管理上の問題が影響している項目であることがわかる。

したがって構造及び施工上の問題は、施設の使用開始前に衛生上の観点から検査を行い、検査の結果、不適合と判断された場合には使用開始前に改善することが望まれる。一方、管理上の問題については、設置者の意識をより向上させることが大切となる。このためには、管理上の不備が発生しやすいと考えられる事例について日常の管理目標を定め、例えば表 4-②-6 を参考にして、定期的な点検等を行い、不備が生じた場合には直ちに改善するなど、具体的な管理の方法等を示すことが望ましい。

また、設置者等の意識を高め、貯水槽水道の安全衛生を確保するために、検査の結果の水道事業者との共有や改善後の確認等を明確にすることにより、検査の効果のより一層の向上が期待できると考える。

表 4-②-4 改善状況表

検査事項	判定基準	区分	平成15年度不適事項の改善率						平成16年度新たに発生した不適事項の改善率 平成17年度	
			平成16年度			平成17年度				
			受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽		
水槽周囲	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されている。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていがない。 水槽周辺にたまり水、湧水等がない。	構造・施工 管理	14.6%	34.7%	8.3%	8.4%	22.9%	43.2%	26.3% 50.0%	
	点検、清掃、修理等に支障のない形状である。 亀裂し、又は漏水している箇所がない。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がない。	構造・施工 管理	66.4%	33.0%	14.8%	9.5%	81.2%	42.4%	42.9% 41.9%	
水槽本体	水位電極部等の接合部が固定され、防水密閉されている。 水たまりができない。衛生上有害なものが堆積していない。 水槽の上部には他の設備機器等が置かれていない。	構造・施工 管理	43.0%	20.4%	23.4%	7.8%	66.4%	28.2%	9.1% 32.5%	
	上床盤の上部に水を汚染するおそれのある設備等がない。 沈積物、汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しない。 掃除が定期的に行われている。	構造・施工 管理	49.1%	80.7%	17.4%	12.3%	66.5%	93.0%	13.6% 48.7%	
水槽上部	外壁の塗装劣化等により光が透過する状態になっていない。 当該施設以外の配管設備が設置されていない。	構造・施工 管理	47.7%	72.1%	14.1%	10.3%	61.7%	82.4%	29.2% 45.6%	
	流入口と流出口が近接していない。 水中及び水面に異常な浮遊物質が混入していない。 ふたが防水密閉型、衛生上有害なものが入らない。	構造・施工 管理	16.7%	—	0.0%	—	16.7%	—	33.3% 100.0%	
水槽内部	点検を行なう者が容易に開閉できない。 槽上面から衛生上有効に立ち上がっている。	構造・施工 管理	33.8%	100.0%	18.3%	—	52.1%	100.0%	31.0% —	
	管端部がしっかりと衛生上有害なもののが入らない。 防虫網の網目の大ささは虫等の侵入を防ぐのに十分である。	構造・施工 管理	52.7%	66.7%	18.2%	8.3%	70.9%	75.0%	36.4% 58.8%	
マンホール	管端部がしっかりと衛生上有害なもののが入らない。 オーナーフローランプ	構造・施工 管理	35.7%	80.5%	89.7%	11.5%	4.4%	92.0%	94.1% 91.7%	
	逆流防止に十分な距離である。	構造・施工 管理	100.0%	100.0%	—	—	—	—	100.0% 100.0%	

	管端部防虫網が確認でき、正常である。	管理	43.6%	63.2%	11.2%	8.6%	54.8%	71.9%	50.0%	63.4%
	管端部の防虫網が確認でき、正常である。	管理	44.1%	73.5%	13.7%	10.4%	57.8%	83.9%	7.6%	46.5%
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分である。	管理	36.6%	75.3%	18.7%	9.1%	55.3%	84.4%	38.9%	33.1%
通気管	通気管として十分な有効断面積を有する。	構造・施工	62.5%	66.7%	0.0%	16.7%	62.5%	83.3%	100.0%	25.0%
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていない。	構造・施工	12.6%	16.7%	29.7%	33.3%	42.3%	50.0%	18.9%	20.0%
	逆流の防止に十分な距離である。	構造・施工	25.1%	82.6%	8.2%	4.3%	33.3%	87.0%	32.2%	52.1%
水抜管	当該施設以外の配管設備と直接連結されていない。	構造・施工	100.0%	—	—	—	—	100.0%	—	—
	水を汚染するおそれのある設備の中を通していない。	構造・施工	—	—	—	—	—	—	—	—
給水管等	臭気	異常な臭気が認められない。	管理	—	—	—	—	—	—	100.0%
	味	異常な味が認められない。	管理	—	—	—	—	—	—	100.0%
	色	異常な色が認められない。	管理	—	—	—	—	—	—	100.0%
色度	五度以下である。	管理	100.0%	—	—	—	—	100.0%	—	100.0%
	濁度(濁り)	二度以下である。(異常な濁りが認められない。)	管理	100.0%	—	—	—	100.0%	—	100.0%
	残留塩素	検出される。	管理	91.7%	8.3%	10.7%	9.3%	100.0%	85.7%	100.0%
	書類の整理・保存	配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されている。	管理	66.7%	8.1%	74.9%	74.0%	—	24.5%	24.3%
	配置を明らかにした平面図が整理保存されている。	管理	64.7%	—	—	—	—	—	—	—
	水槽の掃除の記録が整理保存されている。	管理	81.2%	—	—	—	—	—	—	—
	その他の帳簿書類が整理保存されている。	管理	65.9%	—	—	—	—	—	—	—
	合計		54.5%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%

*太字は改善率の平均値を下回っている。

表 4-②-5 不適事項発生状況表

検査事項	判定基準	区分	不適事項発生率			
			平成16年度		平成17年度	
			受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽
水槽周囲	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されている。	構造・施工	0.4%	0.1%	0.2%	0.1%
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていらない。	管理	0.8%	0.3%	1.2%	0.5%
	水槽周辺にたまり水、湧水等がない。	管理	0.6%	0.0%	0.4%	0.1%
水槽本体	点検、清掃、修理等に支障のない形状である。	構造・施工	0.1%	0.3%	0.1%	0.3%
	亀裂し、又は漏水している箇所がない。	管理	1.0%	1.0%	1.1%	0.7%
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がない。	管理	0.9%	0.8%	0.7%	0.8%
水槽上部	水たまりができる。衛生上有害なものが堆積していない。	管理	0.7%	0.5%	0.5%	0.6%
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていない。	構造・施工	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	上床盤の上部に水を汚染するおそれのある設備等がない。	構造・施工	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%
水槽内部	沈積物、汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しない。	管理	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%
	掃除が定期的に行われている。	管理	0.5%	0.3%	0.7%	0.4%
	外壁の塗装劣化等により光が透過する状態になっていない。	管理	0.2%	1.3%	0.2%	0.6%
	当該施設以外の配管設備が設置されていない。	構造・施工	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	流入口と出口が近接していない。	構造・施工	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められない。	管理	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
マンホール	ふたが防水密閉型、衛生上有害なものが入らない。	管理	1.2%	2.0%	0.8%	1.5%
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できない。	管理	0.8%	1.0%	0.6%	0.6%
	槽上面から衛生上有効に立ち上がっている。	構造・施工	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
オーバーフロー管	管端部からこりその他衛生上有害なものが入らない。	管理	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
	管端部の防虫網が確認でき、正常である。	管理	0.8%	1.0%	0.6%	0.8%
	防虫網の網目の大さは虫等の侵入を防ぐのに十分である。	管理	0.4%	0.5%	0.4%	0.2%
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていない。	構造・施工	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%
	逆流防止に十分な距離である。	構造・施工	0.4%	0.2%	0.1%	0.1%
通気管	管端部からこりその他衛生上有害なものが入らない。	管理	0.7%	0.9%	0.6%	0.7%
	管端部の防虫網が確認でき、正常である。	管理	1.5%	3.6%	0.7%	2.6%
	防虫網の網目の大さは虫等の侵入を防ぐのに十分である。	管理	0.5%	1.9%	0.4%	0.6%
	通気管として十分な有効断面積を有する。	構造・施工	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
水抜管	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていない。	構造・施工	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%
	逆流の防止に十分な距離である。	構造・施工	0.8%	0.3%	0.3%	0.1%
給水管等	当該施設以外の配管設備と直接連結されていない。	構造・施工	0.0%		0.0%	
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していない。	構造・施工	0.0%		0.0%	
臭気	異常な臭気が認められない。	管理	0.4%		0.0%	
味	異常な味が認められない。	管理	0.0%		0.0%	
色	異常な色が認められない。	管理	0.0%		0.0%	
色度	五度以下である。	管理	0.0%		0.0%	
濁度(濁り)	二度以下である。(異常な濁りが認められない。)	管理	0.0%		0.0%	
残留塩素	検出される。	管理	0.1%		0.1%	
書類の整理・保存	配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されている。	管理	2.4%		0.6%	
	配置を明らかにした平面図が整理保存されている。	管理	2.0%		0.6%	
	水槽の掃除の記録が整理保存されている。	管理	0.9%		1.1%	
	その他の帳簿書類が整理保存されている。	管理	3.1%		1.5%	
全体の平均				0.5%		0.4%

※太字は発生率の平均値を上回っている。

表 4-②-6 管理のポイント

区分	管理基準
水槽周囲の状態	水槽周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
水槽本体の状態	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 水位電極部等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
水槽内部の状態	掃除が定期的に行われていること。
水槽のマンホール の状態	ふたが防水密閉型、衛生上有害なものが入らないこと。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないこと。
水槽のオーバーフロ ー管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らないこと。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
書類の整理・保存 の状況	配置及び系統を明らかにした図面が整理保存を整理・保存すること。 配置を明らかにした平面図を整理・保存すること。 水槽の掃除の記録を整理・保存すること。 設備の点検記録等を整理・保存すること。

③ 用途別不適合状況の調査

本調査は、平成16年度・平成17年度の2年間の検査結果について、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道を建物の用途別に整理し、各用途の不適合状況について調査した。調査件数及び調査結果は次のとおりである。

・調査件数	16年度簡易専用水道	20,092 件
	17年度簡易専用水道	19,954 件
	16年度小規模貯水槽水道	1,526 件
	17年度小規模貯水槽水道	1,504 件

・調査結果 表4-③-1から4-③-4に示した。

これらの結果より、簡易専用水道と小規模貯水槽水道の用途別総合判定不適合施設及び簡易専用水道と小規模貯水槽水道の各検査事項、判定基準別の不適合施設は次に示すところであった。

(1) 用途別総合判定不適合施設

16、17年度の簡易専用水道（以下、「簡専」という。）及び小規模貯水槽水道（以下、「小規模」という。）の用途別総合判定不適合施設数を図4-③-1に示した。用途別総合判定不適合施設が一番多いものは、簡専においては、16年度は学校で48.7%、17年度も学校で45.1%、小規模においては、16年度は店舗で75.0%、17年度も店舗で66.7%であった。

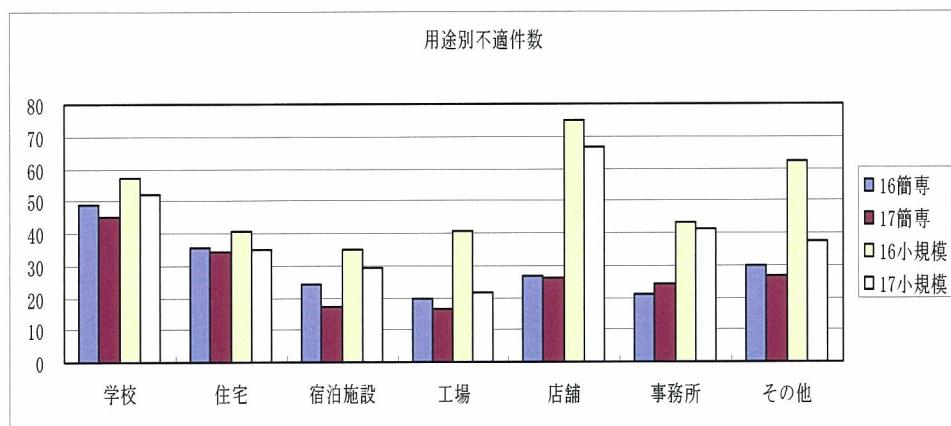


図4-③-1 用途別総合判定不適合施設

表 4-③-1 平成 16 年度簡易専用水道の用途別不適状況

A : 調査件数 20092 件

検査項目	判定基準	用途		学校	住宅	宿泊施設	工場	店舗	事務所	その他	
		調査件数[A]	2904	11192	654	636	648	1957	2101		
		不適件数[B]	1414	4012	159	126	174	410	632		
		(B/A%)	48.7	35.8	24.3	19.8	26.9	21.0	30.1		
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。			受水 槽 水	高置 水	受水 槽 水	高置 水	受水 槽 水	高置 水	受水 槽 水	
	水槽周辺にたまり水、渓水等がないこと。			150	277	26	16	1	18	1	15
	水槽周辺にたまり水、渓水等がないこと。			5.2	0.9	2.5	0.2	2.4	0.2	2.8	0.2
	水槽周辺にたまり水、渓水等がないこと。			96	25	198	265	11	9	6	0
	水槽周辺にたまり水、渓水等がないこと。			3.3	0.9	1.8	2.4	1.7	1.4	0.9	0.0
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。			33	2	69	8	4	0	1	0
	水槽本体の状態			1.1	0.1	0.6	0.1	0.6	0.0	0.2	0.0
	水槽本体の状態			20	75	51	356	1	7	1	3
	水槽本体の状態			0.7	2.6	0.5	3.2	0.2	1.1	0.2	0.5
	水槽本体の状態			61	47	247	156	4	5	9	4
	水槽本体の状態			2.1	1.6	2.2	1.4	0.6	0.8	1.4	0.6
3. 水槽上部の状態	雨水等が入り込み開口部や接合部のすき間がないこと。 水位計部、揚水管等の接合部が遮断され、防水密閉されていること。			37	33	176	188	2	2	7	4
	水槽上部の状態			1.3	1.1	1.6	1.7	0.3	0.3	1.1	0.6
	水槽上部の状態			30	17	91	32	5	3	2	0
	水槽上部の状態			1.0	0.6	0.8	0.3	0.8	0.5	0.3	0.0
	水槽上部の状態			70	29	110	95	7	1	7	7
	水槽上部の状態			2.4	1.0	0.8	1.1	0.2	1.1	1.1	0.2
	水槽上部の状態			0	0	3	0	0	0	1	0
	水槽上部の状態			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	水槽上部の状態			2	0	48	0	1	0	5	0
	水槽上部の状態			0.1	0.0	0.4	0.0	0.2	0.0	0.8	0.0

検査項目	判定基準	用 途	学校		住 宅		宿泊施設		工 場		店舗		事務所		その他の		
			受水 槽	高置 水													
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の水種物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。		10 0.3	3 0.1	23 0.2	14 0.1	2 0.3	0 0.0	1 0.2	2 0.3	2 0.3	3 0.3	6 0.3	6 0.3	8 0.4	4 0.2	
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されているないこと。		3 0.1	2 0.1	69 0.6	35 0.3	17 2.6	12 1.8	9 1.4	3 0.5	7 1.1	5 0.8	12 0.6	9 0.5	17 0.5	7 0.8	
	流入口と流出口が近接していないこと。		20 0.7	85 2.9	57 0.5	166 1.5	5 0.8	9 1.4	1 0.2	1 0.2	1 0.2	1 0.2	4 0.6	2 0.6	16 0.1	12 0.8	
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。		7 0.2	0 0.0	16 0.1	1 0.0	3 0.5	1 0.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.2	3 0.0	0 0.2	7 0.0	
5. 水槽のマンホールの状態	ふたか防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。 点椛等を行なう者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有效地に立ち上がりついていること。		5 165	7 222	6 490	5 394	11 11	16 12	5 5	16 16	11 11	47 47	40 40	49 49			
			5.7 76	7.6 82	4.4 184	3.5 154	1.7 16	2.4 12	1.9 3	0.8 2	2.5 8	1.7 6	2.4 17	2.0 11	1.9 11	2.3 20	2.3 16
			2.6 17	2.8 6	1.6 22	1.4 0	2.4 1	1.8 0	0.5 1	0.3 0	1.2 1	0.9 0	0.9 0	0.6 4	1.0 1	0.8 5	0 0
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。 管端部の防虫網が確保でき、正常であること。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。		0.2 68	0.2 101	0.1 119	0.2 130	0.1 7	0.2 3	0.1 4	0.2 2	0.1 5	0.2 4	0.1 4	0.2 20	0.2 14	0.1 29	0.1 16
			2.3 38	3.5 42	1.1 37	1.2 33	1.1 3	0.5 2	0.6 1	0.3 3	0.8 0	0.6 0	1.0 4	0.7 3	1.4 3	0.8 10	0.8 4
			1.3 6	1.4 3	0.3 9	0.3 2	0.5 0	0.2 1	0.3 0	0.2 3	0.5 0	0.0 0	0.2 2	0.2 1	0.5 1	0.2 1	0.2 1
			0.2 58	0.1 11	0.1 113	0.0 20	0.2 6	0.5 3	0.1 5	0.1 7	1 1	11 7	1 7	2 2	1 1	1 1	1 1
			2.0 2.0	0.4 0.4	1.0 0.2	0.2 0.9	0.5 0.5	0.8 1.1	0.2 0.2	1.1 1.1	0.6 0.6	0.4 0.4	1.0 1.0	0.0 0.0	0.0 0.1	0.0 0.1	0.0 0.2

検査事項	判定基準	用途		学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他	
		受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水
7. 水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他の生じる有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	160	80	143	165	4	9	5	3	3	4	12	13	26	23	1.2	1.1
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	171	311	352	486	12	19	10	2	8	21	15	42	47	56		
8. 水槽の水抜管の状態	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接受け合っていないこと。 管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	132	204	217	249	3	5	3	1	6	7	10	18	25	26		
	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	3	2	3	1		
9. 給水管の状態	水を汚染するおそれのある設備の中を通していないこと。	101	11	284	15	6	8	11	2	12	2	30	9	48	9		
	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	3.5	0.4	2.5	0.1	0.9	1.2	1.7	0.3	1.9	0.3	1.5	0.5	2.3	0.4		
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 味	異常な味が認められないこと。	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12. 色	異常な色が認められないこと。	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 色度	五度以下であること。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
14. 濁度	二度以下であること。	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15. 残留塩素	検出されること。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

検査項目	判定基準	用途				学校				住宅				宿泊施設				工場				店舗				事務所	
		受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水	受水槽	高置水
16. 書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。 水槽の排水管の記録が整理保存されていること。 その他の帳簿類が整理保存されていること。	207	324			13		3		13		21		23													
		7.1	2.9			2.0		0.5		2.0		1.1		1.1													
		164	296			12		2		11		19		12													
		5.6	2.6			1.8		0.3		1.7		1.0		0.6													
		4	122			19		10		13		11		20													
		0.1	1.1			2.9		1.6		2.0		0.6		1.0													
		294	655			56		32		55		116		137													
		10.1	5.9			8.6		5.0		8.5		5.9		6.5													

表 4-③-2 平成 17 年度簡易専用水道の用途別不適状況

A : 調査件数
19954 件

検査事項	判定基準	用途		学校	住宅	宿泊施設	工場	店舗	事務所	その他	
		調査件数[A]		2870	11076	633	626	646	1949	2154	
		不適件数[B] (B/A%)		1295	3821	108	103	169	468	580	
		受水	高置	受水	高置	受水	高置	受水	高置	受水	
		槽	水	槽	水	槽	水	槽	水	槽	
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていがないこと。	131	27	271	26	15	1	15	2	13	0
	4.6 0.9 2.4 0.2 2.4 0.2 2.4 0.3 2.0 0.0 3.1 0.5 1.6 0.3	4.6	32	196	283	8	4	4	1	18	5
	4.6 1.1 1.8 2.6 1.3 0.6 0.6 0.2 2.8 0.8 1.1 0.6 2.2 0.8	4.6	1.1	1.8	2.6	1.3	0.6	0.6	0.2	2.8	0.8
2. 水槽本体の状態	水槽開口にたまり水、湧水等がないこと。 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	28	4	83	9	2	0	2	1	8	0
	1.0 0.1 0.7 0.1 0.3 0.0 0.3 0.2 1.2 0.0 0.4 0.1 0.7 0.2	1.0	0.1	0.7	0.1	0.3	0.0	0.3	0.2	1.2	0
	19 70 39 340 2 8 2 2 1 3 3 3 13 6 23	19	70	39	340	2	8	2	2	1	3
	0.7 2.4 0.4 3.1 0.3 1.3 0.3 0.3 0.2 0.5 0.2 0.7 0.3 1.1	0.7	2.4	0.4	3.1	0.3	1.3	0.3	0.3	0.2	0.7
3. 水槽上部の状態	水槽上部がたまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部に他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていること。	78	53	282	152	5	3	15	6	11	6
	2.7 1.8 2.5 1.4 0.8 0.5 2.4 1.0 1.7 0.9 1.2 1.0 2.0 1.6	2.7	1.8	2.5	1.4	0.8	0.5	2.4	1.0	1.7	0.9
	48 44 195 201 2 3 6 5 11 9 13 20 39 39	48	44	195	201	2	3	6	5	11	9
	1.7 1.5 1.8 1.8 0.3 0.5 1.0 0.8 1.7 1.4 0.7 1.0 1.8 1.8	1.7	1.5	1.8	1.8	0.3	0.5	1.0	0.8	1.7	1.4
	26 17 109 39 3 1 4 1 3 1 4 1 4 4 14 4	26	17	109	39	3	1	4	1	3	1
	0.9 0.6 1.0 0.4 0.5 0.2 0.6 0.2 0.5 0.2 0.2 0.2 0.6 0.2	0.9	0.6	1.0	0.4	0.5	0.2	0.6	0.2	0.2	0.6
	79 38 128 127 4 1 7 3 14 1 16 4 30 10 10	79	38	128	127	4	1	7	3	14	1
	2.8 1.3 1.2 1.1 0.6 0.2 1.1 0.5 2.2 0.2 0.8 0.2 1.4 0.5	2.8	1.3	1.2	1.1	0.6	0.2	1.1	0.5	2.2	0.8
	0 1 3 0 0 0 1 0 1 0 0 0 0 2 0 0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0
	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.2 0.0 0.2 0.0 0.0 0.0 0.1 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1
	0 1 53 0 1 0 0 0 4 0 3 0 6 0 0	0	1	53	0	1	0	0	4	0	3
	0.0 0.5 0.0 0.2 0.0 0.0 0.0 0.0 0.6 0.0 0.0 0.2 0.0 0.3 0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.2	0.0	0.6	0.0	0.0	0.3

検査項目	判定基準	用途				学校				住宅				宿泊施設				工場				店舗				事務所				
		受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽											
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在すること。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	11	5	27	13	3	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	7	4	10	6	0.4	0.2	0.2	0.1	0.5	0.2	0.5	0.3	
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になつていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	7	4	86	41	16	9	4	0	4	1	17	13	12	2	0.2	0.1	0.8	2.5	1.4	0.6	0.0	0.6	0.2	0.9	0.7	0.6	0.1		
	流入口と流出口が近接していること。	20	111	54	160	5	5	2	1	3	7	3	7	3	16	14	26	0.7	3.9	0.5	1.4	0.8	0.3	0.2	0.5	1.1	0.2	0.8	0.6	1.2
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	5	0	17	1	0	2	0	0	1	0	1	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3		
5. 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであつて、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	156	219	508	404	9	12	9	5	10	10	42	39	43	47	5.4	7.6	4.6	3.6	1.4	1.9	1.4	0.8	1.5	1.5	2.2	2.0	2.0	2.2	
	管端部からほこりその他の衛生上有害なものが入らない状態にあること。	77	66	178	144	8	6	4	2	5	6	14	13	27	19	2.7	2.3	1.6	1.3	0.9	0.6	0.3	0.8	0.9	0.7	0.7	1.3	0.9		
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	7	2	12	5	0	0	0	0	1	0	1	1	1	3	1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	61	118	126	141	8	5	4	2	6	3	10	13	21	16	2.1	4.1	1.1	1.3	1.3	0.8	0.6	0.3	0.9	0.5	0.5	0.7	1.0	0.7	
	管端部と排水管の流入口等の間隔が適切防止に十分な距離であること。	26	48	31	34	2	1	1	0	2	0	3	3	10	2	0.9	1.7	0.3	0.3	0.3	0.2	0.0	0.3	0.0	0.2	0.2	0.5	0.1		
		7	4	12	2	0	1	1	0	1	1	1	1	1	3	1	0.2	0.1	0.0	0.2	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0		
		0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
		42	9	95	16	5	2	5	0	4	0	9	6	26	4	1.5	0.3	0.9	0.1	0.8	0.3	0.8	0.0	0.6	0.0	0.5	0.3	1.2	0.2	

検査項目	判定基準			用 途	学 校	住 宅	宿泊施設	工 場	店 館	事務所	その他の受水槽					
	受水槽	高置水	受水槽													
7. 水槽の通気管の状態	管端部からほどこりその他衛生上有害なもののが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が漏れなくでき、正常であること。	152	66	139	177	2	4	3	0	3	6	16	12	38	24	
		5.3	2.3	1.3	1.6	0.3	0.6	0.5	0.0	0.5	0.9	0.8	0.6	1.8	1.1	
8. 水槽の水抜管の状態	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	165	296	358	575	6	10	15	5	15	25	24	44	44	60	
		5.7	10.3	3.2	5.2	0.9	1.6	2.4	0.8	2.3	3.9	1.2	2.3	2.0	2.8	
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を通していないこと。	99	195	158	175	3	4	3	1	7	8	11	14	14	27	21
		3.4	6.8	1.4	1.6	0.5	0.6	0.5	0.2	1.1	1.2	0.6	0.7	1.3	1.0	
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	1	2	4	2	1	0	0	0	0	0	3	1	3	0	
		0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0	
11. 味	異常な味が認められないこと。	59	5	135	5	3	4	5	0	3	1	11	4	25	4	
		2.1	0.2	1.2	0.0	0.5	0.6	0.8	0.0	0.5	0.2	0.6	0.2	1.2	0.2	
12. 色	異常な色が認められないこと。	100	6	250	12	9	6	12	1	13	0	26	6	54	7	
		3.5	0.2	2.3	0.1	1.4	0.9	1.9	0.2	2.0	0.0	1.3	0.3	2.5	0.3	
13. 色度	五度以下であること。	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
14. 濁度	二度以下であること。	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
15. 残留塩素	検出されること。	15	3	0	0	0	0	0	0	3	2	2	0.2	0.1		
		0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			

検査項目	判定基準	用途		学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他	
		受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽
16. 書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。 水槽の部屋の配線が整理保存されていること。 その他の帳簿類が整理保存されていること。	198 6.9 157 5.5 14 0.5 149 5.2	300 2.7 273 2.5 138 1.2 420 3.8	198 6.9 157 5.5 14 0.5 149 5.2	300 2.7 273 2.5 138 1.2 420 3.8	13 2.1 12 1.9 23 3.6 45 7.1	13 0.3 0 0.0 7 1.1 10 1.6	2 0 0 0.0 7 1.1 10 1.6	2 0.3 0 0.0 7 1.1 10 1.6	11 1.7 11 1.7 15 11 61 9.4	11 1.7 11 1.7 15 11 61 8.3	12 0.6 11 0.6 43 2.3 61 8.3	12 0.6 11 0.6 43 2.3 61 8.3	15 0.7 13 0.6 20 0.9 103 4.8	15 0.7 13 0.6 20 0.9 103 4.8		

表 4-③-3 平成 16 年度小規模貯水槽水道の用途別不適状況

A : 調査件数 1526 件

検査項目	判定基準	用途		学校	住宅	宿泊施設	工場	店舗	事務所	その他
		調査件数 [A]	不適件数[B] (B/A%)	298	940	20	27	16	111	114
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	5	1	15	0	1	1	0	0	1
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し又は漏水している箇所がないこと。	4	4	9	14	0	0	1	0	1
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	1.3	1.3	1.0	1.5	0.0	0.0	3.7	0.0	6.3
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	2	2	8	6	0	0	0	1	0
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他の衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていなければならないこと。	8	1	8	2	0	1	0	3	0
	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていなければならないこと。	2.7	0.3	0.9	0.2	0.0	0.0	3.7	0.0	6.3

検査事項	判定基準	用 途				学 校		住 宅		宿泊施設		工 場		店 舗		事 務 所		その他の	
		受水 槽	高置 水																
4. 水槽 内部の状 態	汚泥、赤さび等の汙穢物、槽内壁又は内隔障壁物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.9	0.0
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	1	0	15	1	0	0	2	1	1	0	2	1	0	2	1	0	0	0
	当該施設以外の配管設備が設置されていること。	0.3	0.0	1.6	0.1	0.0	0.0	7.4	3.7	6.3	0.0	1.8	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	流入口と流出口が近接していないこと。	2	14	14	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	0.7	4.7	1.5	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.9
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	1	1
	マンホール面は、槽上面から衛生上有效地に立ち上がりいること。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	マンホール面は、槽上面から衛生上有效地に立ち上がりいること。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0
	ふたが排水密閉型のものであって、ほこりその他の衛生上有害なものが入らないものであること。	16	28	38	37	0	0	1	1	0	1	5	6	7	3				
5. 水槽 のマンホ ールの状 態	点検等を行なう者が容易に開閉できないものであること。	5.4	9.4	4.0	3.9	0.0	0.0	3.7	3.7	0.0	6.3	4.5	5.4	6.1	2.6				
	マンホール面は、槽上面から衛生上有效地に立ち上がりいること。	10	3	18	12	1	1	1	1	0	4	2	6	3					
	管端部からほこりその他の衛生上有害なものが入らない状態にあること。	3.4	1.0	1.9	1.3	5.0	5.0	3.7	3.7	6.3	0.0	3.6	1.8	5.3	2.6				
	管端部の防虫網が確実で、正常であること。	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	防虫網の網目の大さきは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	0.3	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
6. 水槽 のオーバ ーフロー 管の状態	管端部からほこりその他の衛生上有害なものが入らない状態にあること。	3	1	4	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	1	1
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されないこと。	16	13	15	7	1	0	2	1	1	0	2	0	4	3				
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されないこと。	5.4	4.4	1.6	0.7	5.0	0.0	7.4	3.7	6.3	0.0	1.8	0.0	3.5	2.6				
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されないこと。	7	6	7	3	0	0	0	1	0	1	0	2	1					
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されないこと。	2.3	2.0	0.7	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.9	0.0	1.8	0.9				
	管端部と排水管の流入口等との間隔は必ずしも距離であること。	16	0	20	0	3	0	1	0	2	0	3	1	7	1				

検査項目	判定基準	用途		学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他	
		受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽
7. 水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他の衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が漏れでき、正常であること。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	15	9	16	9	0	1	0	0	0	0	0	1	3	5	2	1
		5.0	3.0	1.7	1.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	2.7	4.5	1.8	0.9	
		19	32	42	32	1	2	0	0	1	1	3	7	5	7		
		6.4	10.7	4.5	3.4	5.0	10.0	0.0	0.0	6.3	6.3	2.7	6.3	4.4	6.1		
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。 管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	20	20	31	18	1	1	0	0	0	0	0	2	3	4		
		6.7	6.7	3.3	1.9	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	2.6	3.5		
		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
9. 給水管の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通してないこと。	4	1	12	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	1		
		1.3	0.3	1.3	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.9	0.0	0.9	0.9		
		18	0	30	1	3	0	0	0	2	0	7	1	6	2		
		6.0	0.0	3.2	0.1	15.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	6.3	0.9	5.3	1.8		
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0			
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
11. 味	異常な味が認められないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
12. 色	異常な色が認められないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
13. 色度	五度以下であること。	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
		0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
14. 濁度	二度以下であること。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		4	1	1	1	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1		
		1.3	0.1	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9		
15. 残留塩素	検出されること。	1.3	0.1	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	

検査項目	判定基準	用 途		学 校		住 宅		宿泊施設		工 場		店 鋪		事 務 所		その他の	
		受水 槽	高置 水														
16. 書類の整理及び保存の状況	簡易専用方式の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理解保存されていること。 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理解保存されていること。	43	117	2	1	2	1	3.7	12.5	9.0	9.0	2	10	7	7	6.1	6.1
	水槽の掃除の記録が整理解保存されていること。	14.4	12.4	10.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の帳簿等書類が整理解保存されていること。	36	102	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		12.1	10.9	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		1	19	0	0	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
		0.3	2.0	0.0	0.0	7.4	6.3	6.3	1.8	1.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
		48	73	3	6	6	7	7	17	17	14	14	14	14	14	14	14
		16.1	7.8	15.0	22.2	43.8	15.3	15.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3

表 4-③-4 平成 17 年度小規模貯水槽水道の用途別不適状況

A : 調査件数 1504 件

検査事項	用 途		学 校	住 宅	宿泊施設	工 場	店 館	事 務 所	その他の
	調査件数[A]		286	924	17	28	18	119	112
	不適件数[B] (B/A%)		148	324	5	6	12	49	42
判定基準	受水 槽 水	高置 水	受水 槽 水	高置 水	受水 槽 水	高置 水	受水 槽 水	高置 水	受水 槽 水
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	5	1	7	0	1	0	0	0
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	1.7	0.3	0.8	0.0	5.9	5.9	0.0	0.0
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	9	2	15	5	0	0	0	0
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位監測部、揚水管等の接合部が遮断され、防水密閉されていること。	3.1	0.7	1.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0
3. 水槽上部の状態	水槽上部はたまりができるない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていがないこと。	4	2	11	1	0	0	0	0
	水槽の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていがないこと。	0.3	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0